

2020年10月24日(土)  
東京 文京区民センター

# 今市事件は 終わっていない

シンポジウム

誤った有罪判決を斬る



えん罪今市事件・勝又拓哉さんを守る会

# シンポジウム 今市事件は終わっていない

## 目次

### 基調報告 今市事件の経過と争点

横山 雅（弁護士、東京合同法律事務所）	1
---------------------	---

### シンポジウム 誤った有罪判決を斬る

控訴審判決の問題点	8
裁判所が訴因変更を促したことをどう見るか	16
自白の録音・録画は、裁判にどう影響したか	21
自白の中核部分を否定したのに犯人性を認めたのはなぜか	24
決定的な有罪証拠とした手紙の証拠価値をどうみるか	27
再審に向けて、今何が必要か	30
さいごに	38

### 今市事件は終わっていない

橋本次生（えん罪今市事件・勝又拓哉さんを守る会 事務局長）	42
-------------------------------	----

今年3月に最高裁で無期懲役が確定した栃木・今市事件のシンポジウム「今市事件は終わっていない—誤った有罪判決を斬る」が10月24日、東京・文京区でおこなわれ、リモートを含め、162人が参加・視聴しました。

基調報告

## 今市事件の経過と争点

横山 雅（弁護士、東京合同法律事務所）

ただいまご紹介にあずかりました、今市事件の控訴審から弁護団に加わりました弁護士の横山と申します。早速、今市事件の経過と争点について、ご説明させていただきます。



横山雅さん

### 事件の概要と経過

今市事件は、2005年に栃木県日光市（旧今市市）で発生した女儿誘拐殺人事件です。2005年12月1日、小学校1年生の女儿が下校途中に行方不明となり、翌2日早朝、茨城県内の山中で全裸の遺体となって発見されるという非常に痛ましい事件が起きました。遺体の頭髪には粘着テープが付着し、遺体の胸部には10カ所にわたる刺し傷があり、死因は刺し傷に基づく心臓損傷による失血死です。

遺体発見から8年余りが経過した2014年1月29日、勝又拓哉さんが商標法違反という別罪で逮捕されるところからこの事件は始まりました。2014年2月18日に勝又さんが商標法違反で起訴されます。商標法違反の起訴後勾留中、勝又さんに対して、今市事件の取調べが始まりました。

2014年6月3日、勝又さんが商標法違反で起訴されてから4カ月弱経過してから、少女に対する殺人罪で逮捕され、6月24日、女儿の殺人罪で起訴されました。

2016年4月8日、宇都宮地裁での裁判員裁判で無期懲役の有罪判決が下ります。この判決後の記者会見で、参加した裁判員の方が、勝又さんが自白していた録音録画のテープの再生の影響力が強かったということ述べたということで、非常に大きく報道されました。

2018年8月3日、勝又さんは東京高裁で、破棄自判の無期懲役の有罪判決を受け、2020年3月4日、最高裁で上告棄却の決定がされ、弁護団は異議を申し立てましたが、16日に異議申立てが棄却され、現在、確定しました。

## 一審の証拠構造

まず、検察官が勝又さんの犯人性を推認するという方向で提出してきた証拠、間接事実の中身を説明します。

Nシステムの通行記録というものが、ありました。ただ、遺体の遺棄現場から1時間程度、車で走行しなければたどり着けない場所にあるNシステムです。

少女の遺体に獣毛が1本付着していて、この獣毛は猫の毛なのですが、獣毛から採取されたミトコンドリアDNA型が、勝又さんが飼っていた猫と一致するという鑑定書を検察官は提出していました。

勝又さんが母親に宛てた手紙、最終的に非常に大きな影響を示しました。

その他、右頸部の傷にスタンガンの傷があるとか、ハーマン駒生店という近くのレンタルビデオ屋さんの貸出記録とか、白色セダン車の目撃証言とか、土地勘、犯人像といったものを検察官は主張しました。

次に、犯人性を否定する方向の証拠の説明をします。女兒の頭髮に付着していた粘着テープより採取された核DNAから勝又さんのDNA型は見られませんでした。

控訴審での証拠開示から少女の遺体の体表から採取されたミトコンドリアDNAの鑑定結果があることが分かり、そこにも勝又さんのミトコンドリアDNA型は一切ありませんでした。

そして、検察官の面前で作成された自白調書です。勝又さんが、最終的に検察官調書で自白した概要は「車で少女を拉致して、自宅に連れて行き、わいせつ行為をした後、遺棄現場の山林に連れて行き、わいせつ行為の発覚を恐れて、山林の山道で少女の右肩を左手で持ち、右手で持ったナイフで、胸部を6、7秒間で10回くらい刺して殺害した後、山林に遺体を投

げた」というものです。自白の任意性と信用性を判断するための証拠として出された取調べの録音録画で、勝又さんは、少女を強姦したという少女の遺体の状況とは、ずれる部分がある供述をしていました。

### 一審・宇都宮地裁の判断

Nシステムについては、遺棄現場に行ったのではないかとの疑いを生ぜしめるが、その推認力には限界があるという判断でした。

猫の毛（獣毛）については、遺体から発見された猫の毛が勝又さんの飼い猫の毛である蓋然性は相当高いと述べ、ある程度、重視した判断をしました。

手紙については、殺人を母に謝罪した内容とすれば整合的だが、記載内容のみからでは必ずしも明白ではなく、本件殺人を自認したとは断定できず、直接的に犯人性を基礎づける事情とはなり得ない、と判断しました。

遺体の粘着テープから発見された人の核DNAについては、発見された第三者のDNAは、鑑定した2人の警察官のDNAと考えると矛盾せず、真犯人のDNAが混入した可能性も排除できないが、真犯人のものとの蓋然性は高くないと判断をして、その他の土地勘だとかそういったものについては、いずれも推認力は限定的だという判断をしました。

最終的に、被害者の遺体に付着した獣毛が被告人の飼い猫のものである蓋然性が相当に高いと言えること、被害者の消息が不明になった日の翌日である遺体発見日の未明に、被告人車両が茨城県方向に向かい数時間後に自宅方向に戻るという日常とは異なる特異な経路を走行した走行記録が残っていることなど、被告人が本件殺人の犯人でないとすれば説明が困難とまでは言えないものの、犯人である蓋然性が高いことを推認させる複数の事実が認められることからすれば、客観的証拠から見ても被告人が本件殺人の犯人である蓋然性は相当に高いものと考えられる。しかし、これらの証拠から認められる客観的事実をそれぞれ具体的に見れば、被告人が犯人でないとしたならば合理的に説明することができない事実関係が含まれているとは言えず、客観的事実のみから被告人の犯人性は認定することは

できない。つまり、客観証拠のみ、自白を取り除いて判断すると、勝又さんを犯人だとは判断できないとしました。

録音録画を取調べた上で自白の任意性を認め、自白については殺害状況や遺棄状況とかが客観事実と矛盾せず、十分、自白を信用できると判断し、客観証拠と自白を総合し、勝又さんを犯人と認定したのが一審判決でした。

一審判決は、殺人の罪となるべき事実として「被告人は、自分の顔や車を見られている同女を解放すれば、自分の行った拉致やわいせつ行為が発覚して家族に迷惑が掛かるから、これを避けるために同女を殺害するしかないと考え、平成17年12月2日午前4時ころ、茨城県内の林道において、殺意をもって女兒の胸部をナイフで多数回突き刺し、心刺通、心臓損傷により失血死させた。」と認定しました。

## 二審・東京高裁の経過と判断

宇都宮地裁判決に控訴し、弁護団が拡充され、控訴審で行ったことを説明します。

自白を徹底的に再分析して、自白の信用性と任意性をあらためて徹底的に争うことにしました。具体的には、法医学鑑定を吉田謙一教授にお願いして、遺体の状況と犯行現場に関する自白との矛盾というものを明らかにしようとした。

供述心理学鑑定を浜田寿美男教授に依頼して、録音録画を含めた自白の詳細な分析を行って、自白の中にこそ勝又さんが無罪であることの証拠があるのではないかと立証しようと努めました。遺体には全く強姦の形跡がないのに、勝又さんが強姦をしたとかそういったことを述べていることから、勝又さんは犯人ではないのではないかと立証しようとした。

余罪取調べについては、三島聡教授に、自白に至る過程の法学的な分析をお願いして、商標法違反での起訴後の取調べが違法であることを明らかにしようとした。

客観証拠を、いま一度、科学的に分析することもしました。猫の毛のミトコンドリアDNAの鑑定書に対しては、勝又さんの飼い猫がまだ生きて

いたので、この飼い猫から毛を採取して、もう一度DNA鑑定を行いました。ヒトDNAの鑑定書を押田先生にお願いし、証拠開示で獲得したエレクトロフェログラムを分析してもらい、核DNAとミトコンドリアDNAを分析しました。

控訴審が進行していく中で決定的な出来事が、訴因変更でした。検察官が、控訴審も終盤に入っていた2018年1月10日、予備的訴因の追加請求をしました。検察官は「被告人は、2005年12月1日午後2時38分から同月2日午前4時ころまでの間」「栃木県内、茨城県内、またはそれらの周辺において」と時間と場所を大幅に広げる訴因変更を予備的に追加する請求をしました。それに対して、意見書を提出するなどして争ったんですが、結果として、2018年3月29日、東京高裁が訴因変更を認めるという決定をしました。

訴因変更により、控訴審の判決の主文は「原判決を破棄する」。一審が認定していた主位的訴因ではなく予備的訴因で有罪を認定した、つまり、拡大した場所と犯行時刻に基づく訴因を認定して有罪としたため、原判決は一応破棄されましたが、有罪なので、「被告人を無期懲役に処する」という判決をされました。

控訴審の判決は、Nシステムを勝又さんの犯人性を推認させる有力な間接事実と認定しました。猫の毛のミトコンドリアDNA型については、一審判決よりもその証明力が劣ると判断しました。被告人の飼い猫から由来したとしても矛盾はしないが、被告人の飼い猫に由来するという蓋然性は相当に高いとは言えないという判断をしました。

控訴審判決が決定的に重視したのがこの手紙です。被告人が謝罪しているのは殺人事件と読むのが合理的であり、他に想定できないとしました。手紙は、自主的に作成され、自白した時点よりも相当前に作成されているから、自白とは独立した証拠価値がある。勝又さんが犯人でないとすれば、勝又さんがこの手紙を作成したことを合理的に説明することは困難とし、その他の間接事実については、犯人性を積極的に推認しないということで、手紙を非常に重要視して、控訴審判決は、勝又さんの犯人性を認定しまし



た。

控訴審判決と一審判決の違いは、控訴審判決は客観的証拠のみで、被告人が殺害犯人でないとするれば合理的に説明することは困難ということで、自白を検討する前に客観的証拠のみで勝又さんは殺害犯人と同一性が認められるという判断を下したことでした。

粘着テープの核DNAについては、捜査機関が行ったエレクトロフェログラムから鑑定で判定された以外のDNAを読み取ることができたとしても、粘着テープに殺人犯のDNAが付着していた蓋然性が高いと考える合理的な理由がなく、事前に指紋採取手続きがなされ、その過程で第三者のDNAが混入した可能性があるから、被害者と鑑定人以外のDNAが犯人に由来する蓋然性が高いものと推認することはできないと一蹴しました。

粘着テープの核DNAは、粘着テープの「のり面」から採取された核DNAでした。弁護団は、勝又さんの犯人性を否定する決定的なものと考えていましたが、控訴審判決は、重視しませんでした。

体表からのミトコンドリアDNAについて、ミトコンドリアの中に犯人由来のものが含まれている可能性もあるが、犯人以外のものに由来する可能性も十分にあるのであって、犯人に由来する蓋然性が被告人を犯人とすることに合理的な疑いを生じさせる程度には高いとはいえないという判断し、勝又さんの犯人性を否定する判断をしませんでした。

自白の録音録画については、供述態度等から直接的に犯人性を認定したのは証拠裁判主義に違反し、違法であるという判断を下したことが大きく報道されました。

自白については、別件で起訴後の取調べの一部は違法であるが、その違法は検察官調書に影響しないと任意性を肯定した上で、信用性については、吉田先生による法医学鑑定により、殺害の場所や態様に関する部分は客観的事実と矛盾し、さらに殺害に至る経過も含めて信用性がないと判断しながら、しかし、状況証拠によって被告人が犯人であると認められるから、自白のうち、被害者を拉致し、殺害の上、遺棄したことを自認する部分は



## シンポジウム 今市事件は終わっていない

信用性がある。拉致して殺害したことを認めた点だけは信用性がある、具体的な、6,7秒間で10回刺したとか山林で殺害したという点は信用性がないとしながら、犯人と認めたという部分は信用できると非常に不可解な認定をして、自白ではなく、自認部分の信用性があるという判断をしたのが控訴審判決の中で印象的な部分です。

### 最高裁の判断を踏まえて

控訴審判決に対し、弁護団は、即日上告し、徹底的に、控訴審判決の不合理さを強調する上告趣意書を提出して争いましたが、2020年3月4日に上告棄却の決定がされ、すぐに出した異議申立ては、3月16日に棄却され、勝又さんに対する有罪判決は確定しました。これから勝又さんが、雪冤をするためには再審という手続きが必要です。このシンポジウムで、ヒントを得られればいいなと個人的には考えております。

## 誤った有罪判決を斬る

### パネリスト

今村 核 (旬報法律事務所 弁護士)

木谷 明 (元東京高裁判事 弁護士)

白取祐司 (北海道大学名誉教授 神奈川大学教授 弁護士)

周防正行 (映画監督 再審法改正市民の会の共同代表)

豊崎七絵 (九州大学教授)

### コーディネーター

泉澤 章 (弁護士、東京合同法律事務所)

泉澤 私は、弁護士の泉澤章と申します。よろしくお願いたします。今日のシンポジウムでパネリストとして参加していただいた方々をご紹介します。元東京高裁判事で弁護士の木谷明さんです。北海道大学名誉教授、神奈川大学教授、弁護士の白取祐司さんです。九州大学教授、豊崎七絵さんです。映画監督であり、再審法改正をめざす市民の会の共同代表を務めております周防正行さんです。今市事件の元弁護人であり弁護士の今村核さんです。今日は、この方々と今市事件を掘り下げていきたいと思ひます。

2005年に、この事件が起きまして、今年で15年が経ちます。最初に勝又さんが逮捕されてからも6年が経ちました。現在、勝又さんは服役していますが、獄中から今でも、「私は犯人ではない」と無実の叫びをしています。その声に応えて、もう一度この事件を振りかえり、判決の問題に切り込んでいき、勝又さんの無実の叫びに対してどう向き合うべきかということ、今日は、皆さんとともに考えていきたいと思ひます。

### 控訴審判決の問題点

泉澤 今市事件は、一審、裁判員裁判で無期懲役、控訴審では、原判決が取り消されましたが、再び無期懲役判決が出て、上告が棄却されました。まず、お一人ずつ、どのような感想を持たれているのかを聞いていこうか

と思います。木谷先生、いかがでしょう。

### 裁判員が関与しない訴因に高裁がいきなり判断

木谷 私、この高裁判決を読んで、びっくりすることばかりでした。こんな判決がまかり通るのでは、とんでもないことになると危機感を抱きました。この判決に対しては、元裁判官の人が3人も、具体的に言うと門野博さん、福崎伸一郎さん、青木孝之さんですが、既に、「判旨疑問」という判例評釈をしましたので、私は、もうそれで大丈夫とと思っていました。しかし、最高裁がなかなか決定を出さないので心配になり、老骨にむち打って私も一席論じなければ



木谷明さん

ばならないと思い、お手元にある「今市事件控訴審判決への5つの疑問」という論文を『判例時報』（2424号）に掲載してもらいました。言いたいことは、本当はもっとたくさんあるんですけども、ごく大きな問題点が5つありますよということを詳細に論じました。

1つ目は、自白の信用性判断の方法です。今、横山先生からも言われましたとおり、自白の内容、つまり殺害方法、場所などについては信用性がないんだけど、「犯人であることを自認する部分」については信用性があるという、まことに奇妙な論理を展開した判決に、まず大きな疑問があります。

2つ目は、勝又さんは、警察の取調べの際、暴行を受けてるんですね。取調べのときに左の頬をなぐられて、そして、椅子から転落して横の壁にぶち当たって1週間のけが、かなりのけがをしてるんです。これって、皆さん自分でそういう状況を想像されると分かると思うんですけど、いすに座ってる人が左の頬をぶん殴られるということは、相手は右手ですよ、利き腕で思いっきりぶん殴らなきゃ、椅子から落ちるなんてことはないです。そういう強烈な暴行を受けて、それで怪我をしたにも拘わらず、その直後の警察の調書は別として、しばらく経って行われた検察官の取調べで

作成された検事調書については、その暴行の影響はないと簡単に割り切りました。これも全然おかしいと思います。

3つ目は、最初、商標法違反で起訴されて、起訴後の勾留を利用して長期間にわたって本件の殺人の取調べを受けています。逮捕勾留は、一罪一勾留といまして、一個の犯罪では最大23日しか取調べができないんですけれども、別件の起訴後の勾留を利用して44日も取調べをしています。こんな長期間の取調べを受けて自白したのですが、それが証拠能力に影響しないと言うのですから、これも全然話になりません。

さっき、横山先生言われたように、本件については、有罪の方向の間接事実というのが幾つかあります。あるけれども、全然、決定的なものではありません。そのため、控訴審は其中で手紙の証明力を非常に高く評価しました。しかし、本件では有力な消極証拠があります。DNAの問題がそれです。1つは、被害女兒の頭髮に付着していた粘着テープから勝又さんのDNA型が発見されなかったこと、もう1つは、遺体の体表から採取されたミトコンドリアDNAからも勝又さんのそれと合致するものが一切発見されなかったことです。頭部の粘着テープからも体表からも勝又さんのDNAが出ないということは、そもそもガムテープや体表に勝又さんが触ってないのではないかという疑いが強く、犯人性自体に疑問が出るはずです。控訴審判決は、手袋してればDNAが付かなくてもおかしくないという理屈で、有罪認定を覆すべきではないとするのですが、計画的犯行とされていない本件で「犯人が手袋を使用していた」という事態を想定することは滑稽としか言いようがありません。屁理屈以外のなにものでもありません。そもそも、手袋をした手でガムテープを操作することができますか。

5つ目は、控訴審で訴因変更を勧告して変更させたこと。最初の訴因では有罪認定できないため、殺害の日時と場所を広げた新しい訴因を追加させ、控訴審で有罪の破棄自判をした。一审は裁判員裁判でしたが、一审では、検察官が提示した訴因に従い、現場で殺害したかどうかを問題にして有罪判決をしたのですが、高裁は現場での殺害は証明がないと言っています。それなのに、高裁が高裁段階で追加された、日時・場所を広げた訴因

で有罪認定したということは、一審で裁判員が判断していない新しい訴因について高裁がいきなり有罪認定したことになります。裁判員がした裁判を高裁が批判することが本来ですが、高裁がいきなり、裁判員が判断していない訴因について直接判断してした点で、これは裁判員制度の根幹に関わる重大問題だと、私は懸命に訴えたのですが、最高裁では全然相手にされなかったのです。

泉澤 ありがとうございます。次に白取先生はいかがですか。

### 争う土俵を変えて2度も裁判にかけられた

白取 白取です。事件の印象は、木谷先生が言われたように、いろいろあるのですが、ひとつ重要な点をあげるとすれば、勝又さんは実質的に2回裁判を受けたのではないかと私は思っています。

刑事訴訟法の専門家として注目するのは、録音録画された自白の録画映像が大きなインパクトを持ったこと。それが柱になって有罪にされたと思います。録音録画映像は、本来、自白の任意性のチェックのためだったのに、実質証拠に使われたことに、いろいろな人たちが批判しています。私も批判的な論文を書いたりしました。

一審の判決を見ますと、状況証拠については、比較的丁寧に見ていて、犯人性を示す決め手になるような状況証拠は認められないとしながら、最終的には有罪、無期懲役にしました。その根拠は、結局のところ自白だったわけですね。その自白も、裁判員の方が正直に記者会見で言うように、法廷で流されたインパクトのある迫力のある自白映像だったんです。

法廷で、7時間も自白映像が再生されて、こんな上映会みたいな裁判でいいのかという批判はいろいろなところからありました。控訴審の東京高裁は、結論からいうと、原審が自白の録画映像を実質証拠として使った点



白取祐司さん

については違法だとして証拠排除の判断をしました。自白の録画映像を証拠として使わないのであれば、高裁ですから、無罪にならなければおかしい。建物でいえば一番大事な真ん中の自白という柱が取り去られたわけだから、建物は維持され得ないはずです。ところが、東京高裁は、訴因変更という形で、時間も場所も非常に広げた形の土俵をつくり直して有罪にしました。

東京高裁が、変更後の訴因で、有罪にしようとする証拠が足りない。そこで、一審では、比較的丁寧に証拠調べされて、証明力が弱いとされていた状況証拠を見直し、特に手紙について、実はもっと証拠価値があったのだといって証拠評価のやり直しをしました。これ、証拠の組み換え、あるいはかさ上げですが、過去には、ロザール事件でも似たようなことがありました。証拠の組み換えをしてまで有罪にしたのです。私が、2回裁判やったというのは、起訴状記載の公訴事実について1回、そして高裁で変更後の訴因で1回の、計2回の裁判をしたからです。1回目と2回目で土俵を違えて、裁判所も一緒になって勝又さんが犯人かどうかについてやり直した。一審で否定された証拠まで引っ張り出して、評価のやり直しまでして有罪にしたのです。

個々の証拠の評価の問題もありますし、何が何でも有罪にするとの裁判の在り方、一連のプロセスは、現行法の当事者主義に真っ向から衝突する方法だったのではないかと私は思っています。

泉澤 それでは次に豊崎先生はいかがでしょう。

### **粗雑な状況証拠論をまとった自白絶対主義**

豊崎 九州大学の豊崎です。私は、今市事件のこれまでの経過を振り返りますと、社会的にも、刑事裁判に携わる実務家や研究者にとっても、控訴審判決の問題点について、なかなか浸透せず、注目が集まりにくい状況があったと思います。今までにもお話がありましたが、一審の有罪判決については、それが言い渡されたときから、当時、立法の関係もありまして、その取調べの録音録画記録の取り扱いというものに大きな注目が集まり、

批判も強かったという状況がありました。

それだけに、一審判決による録音録画記録の取り扱いについて、控訴審判決が、あれは違法だと判断したことにとっても注目が集まる一方で、それではなぜ、控訴審判決は有罪とした一審判決に事実誤認があるとしながら、改めて有罪判決を言い渡したのだろうかという、控訴審判決それ自体の分析、特に事実認定についての注目や批判が広がっていないように見えます。



豊崎七絵さん

もちろん、木谷先生のご論文をはじめ、複数の有力な裁判官経験者の方が控訴審判決に対する批判的な論文を書かれていますし、白取先生は、訴因変更との関係で控訴審判決を厳しく批判されています。私も控訴審判決の事実認定に対して批判的な論文を書きました。しかし、もっと批判が広まらなければならない。それぐらいひどい判決だというのが率直な感想です。

私は、自分の論文の最後で、「今市事件控訴審判決は、粗雑な状況証拠論という衣を被った自白絶対主義である」と書きました。どういうことかということ、控訴審判決は外見としては、あたかも自白供述には依存せず、それ以外の状況証拠から認められる間接事実を総合して犯人性を認定しているように見えます。しかし、既に話が出ているとおり、手紙の問題があるわけです。間接事実は7つあるわけですが、手紙を除く、まず6つの間接事実については、いずれも推認力が弱いです。それらを積み重ねても推認力が飛躍的に高まるといえないシロモノばかりです。それにもかかわらず、控訴審判決は被告人の犯人性を推認させるものとしてそれらを総合評価しているという意味で、「粗雑な状況証拠論」だと書きました。

他方、間接事実の中でも証拠価値が抜群に高いとされた手紙ですけれども、そもそもなぜ、証拠価値が抜群に高いとされたのかということが問題です。それは、控訴審判決が、建前としては、この手紙を状況証拠であるとしながら、つまり状況証拠であるのであれば、本来、推認力に限界があるはずなのに、実質的には自白と捉えているからです。同時に控訴審判決



は、別件の商標法違反被告事件で起訴後勾留中の被告人が、検察官から本件について取調べられる中に行った自白供述について、「殺人の経過、殺害行為の態様、場所、時間等に信用性を認めた原判決の判断は……不合理なものであって是認することができない」といいながら、しかし「自らが本件殺人の犯人だと認める部分については……信用できる」といってしまうわけです。

とすると、これは、手紙にせよ自白供述にせよ、被告人は自分でやったと言ってるんだから信用に値する、だから被告人は犯人だ、というのが、控訴審判決の真の姿だと私はみているわけです。そういう意味で、繰り返しになりますが、「今市事件控訴審判決は、粗雑な情況証拠論という衣を被った自白絶対主義である」というのが、私の控訴審判決に対する問題意識です。

泉澤 周防さんは控訴審でもずっと裁判を傍聴なさってましたけども、いかがでしょうか。

### **人が人を裁くことへの恐れがない裁判官**

周防 控訴審は、少しだけ弁護団のお手伝いをしていたので全ての公判を傍聴させていただきました。判決の日だけは、都合により午前中だけの傍聴になりましたが、もう随分前のことなので、当時の率直な感想を思い出そうと思って、いろいろな資料を読み返したのですが、控訴審の裁判長は、判決で第一審の裁判体、それから検察官、弁護団をとにかく批判していました。「公判前整理手続で、あんたら何、見てたんだ。」と争点整理ができていないと罵倒するかのような感じでした。本当にびっくりしたことを思い出しました。その「罵倒」から考えてみると、公判を通じて感じていた裁判長の尊大な訴訟指揮には、「俺が正しい判断を示してやる」という強い気持ちがあったのかなと思います。そして、余計なことですが、この裁判官を、映画でキャストイングするんだったら香川照之さんしかいないよなと思ったりもしました。それくらい独特な感じのする人だったんです。

一審が、本当に、公判前整理手続での争点整理ができておらず、ちゃん

とした裁判員裁判をできなかつたと判断をしたのであれば、差し戻すべきでしょう。もう一度、裁判員裁判できちんと審理すべきところを、俺が解決してやるとばかりに、まるで歌舞伎で見えを切るような感じでケリをつけてしまった。人が人を裁くってということへの畏れが全くないうっていか、謙虚さがみじんもないってうか、本当に自分は何でも知っているんだってうかのような、俺は分かっているんだってうかのような、その自信がすごく怖く感じたことを思い出しました。



周防正行さん

豊崎先生がおっしゃったように、状況証拠から殺人を犯したことは間違いない、だから殺したという自白は信用できると。だけど、その他の自白は信用できない。え？どういうことって思いますよね。殺したことだけは本当だとするその理屈が僕には全くわかりません。手紙についても、こういう解釈しかあり得ないと言い切る。でもその根拠にも説得力はない。とんでもなく独善的な裁判長だなんて思いました。

その裁判長のことが非常に印象に残っていたので、さっき今村先生に「どうしてこんなに自信があるんだろうか。」と話したら、「いや、自信がないんじゃないか。」って言われたんですね。一審で録音録画の記録媒体を、結果的には実質証拠化したことについては非常に詳細に論じているにもかかわらず、状況証拠の判断であるとか、手紙の判断については、俺が言ってんだから間違いない的な認定になっている。もしかしたら、自信がないから、そういう強権的な態度に出ざるを得なかったのかなとも思いました。

そうすると、この裁判官は、どこかで勝又さんが、絶対、真犯人であるっていう確信を得てしまったのかもしれない。しかし、どこで確信を得たのかっていうのが分からない。判決文は、自分の確信の根拠を正直に書いているようなものではなくて、こいつは有罪なんだと直感なのか何なのかわかりませんが、とにかく確信したから、その有罪認定をもっともらしくするためにいろんな証拠を集め、組み合わせて、さらには検察官に訴因変更

までさせて、自分で有罪立証をしたようなものです。だから、彼がどこで勝又さんが真犯人であるっていう確信を得てしまったのかってというのが、非常に気になる裁判でした。

泉澤 元弁護人の立場から、今村さんからどうぞ。

### 自白の信用性を否定しつつ、犯行自認部分は根拠なく採用

今村 断片的になるかもしれませんが、私は、この判決を聞いて、珍妙なる判決だと感じました。自白の信用性について、殺害場所だとか殺害方法などから信用できないっていうふうには信用性を否定しながら、自認部分だけは信用できると。しかも、自認部分の、わいせつも除いているんですけど、わいせつ行為を信用できないというふうにしてている根拠が判決文から分からない。DNA鑑定については、DNAが出てなかったからだと思うんですけども、なぜか表に出さないんですよね。結局、その状況証拠で有罪にしたのか、自白は自認部分が信用できるって言った部分も加えて判断しているのかというのはよく分からない書き方になっていて変な判決だなと思いました。



今村核さん

### 裁判所が訴因変更を促したことをどう見るか

泉澤 次に東京高裁の問題点について、もう少し深く話していきたいというふうに思います。

まず1つは、訴因変更の問題が出てきました。一審のときには、茨城県常陸大宮市内の特定の山林で殺害行為を行ったとなっています。しかし控訴審になると、裁判所のほうから、検察官に、現場性はこのままでいいのかかという示唆があって、訴因変更がされました。そして、新しい訴因は、

時間は幅広く、場所は茨城県、栃木県、その他という、いわば日本中ならどこでもあり得るんじゃないかというか、そこまでは言わないにしても、当初より非常に広くなったのです。

まずは、この特に高裁での訴因変更は、どういう意味を持っているのかということ、元裁判官だった木谷先生から話していただけないでしょうか。

### 訴因変更での事犯は控訴審裁判所に求められる約割ではない

木谷 高裁で訴因変更をすることはあまりありませんし、本来すべきでないです。高裁は一審の裁判が正しかったかどうかということ、事後的に判断する審級ですから、一審が間違っていたら破棄して、場合によっては無罪にするとか、場合によっては差し戻しということになるはず。そうではなく、高裁段階で、裁判所が主導権を持って検察官に訴因変更の勧告をして訴因変更させて、その新しい訴因について有罪の自判をするというのは、本来の控訴裁判所の求められる役割ではありません。

ただ、裁判所が、元々の訴因では有罪にできないけれども、訴因を変えれば有罪にできる、どうしても無罪にはしたくないという心証を抱いた場合に、検事に訴因変更を勧告するか、訴因を変えれば有罪にできるという雰囲気伝えて、検事に新しい訴因を出させることが、現実には時にあります。これは好ましいことではありませんが、そういう行動に出る裁判官は決して「極めて少数」とは言えないでしょう。しかし、その場合でも、破棄差し戻しにするのが普通で、特に原審が裁判員裁判の場合に破棄自判までするのは極めて問題であると思います。

ごく稀に、検事に訴因変更をさせた上で、両方とも無罪にした判例があります。有名な三浦和義さんのロス疑惑事件控訴審判決（東京高判平成10年7月1日判時1655号3頁）です。私が知る限り唯一の判例です。この事件では、一審が、訴因変更をしないまま訴因と異なる事実を認定して有罪にしたので第一審判決はその点で違法とされたのですが、高裁としては、訴因変更手続をしても原判決の認定事実はやはり是認できないのだということをはっきり示すために、検事に訴因変更手続を促したのです。

本件のように、検事に予備的訴因の追加を促してその訴因で有罪の自判をした事案とは、まったくケースが違います。

泉澤 ありがとうございます。それでは次に、学者の立場から今回の訴因変更はどういう意味を持つかについてお伺いしたいと思います。豊崎先生からいかがでしょうか。

### **裁判員裁判を受ける権利をも侵す有罪追及のための訴因変更**

豊崎 高裁での訴因変更は、私がやったという自認部分しか存在しない手紙、自認部分しか信用性が認められないとされた自白供述、そして残りの6つの推認力の乏しい状況証拠によって有罪認定をするための布石であったことは明白といわざるを得ないと思います。

そもそも訴因変更とは有罪追求のための制度です。ただ、先ほど白取先生もお話しされましたとおり、訴因というのは検察官の事実に関する主張であって、これが審判の対象となるというのが当事者主義の考え方です。

かつての職権主義の下では、裁判所の嫌疑が審判対象であり、裁判所の嫌疑は、当然、証拠調べをすることで、どんどん変わっていくため、これを手続き的に反映させるのが訴因であると考えられていて、これは当事者主義が十分浸透していない時代にも残っていました。しかし、そのような考え方は、本来、当事者主義に相応しくないと学説は考えるようになってきました。つまり訴因変更というのは、検察官の主張である訴因を検察官自身の決断によって変更するものであって、裁判所の浮動する嫌疑を反映させるためものではないから、必要不可欠な制度ではないということです。また被告人にとっては、控訴審はもちろん、一審であったとしても、変更された訴因に対して新たな防御をしなければならないわけですから負担となります。それでも、現行法で訴因変更という制度が立法政策的に導入されたのは、訴因の変更が許される範囲で再起訴の危険がないというメリットがあるからだとして刑事訴訟法の講義で教えられ、また自分も教員として教えているところです。

ところが、本件の訴因変更は、被告人の負担について全く考慮せず、もっ

ばら有罪追求のために行われたというほかないわけです。このような訴因変更に対して、時機が遅れている、裁判員による裁判を受ける権利の侵害である、一事不再理の原則に抵触するといった批判は、いずれも妥当であると思います。

そのうえで、本件の場合には、訴因が変更されたということだけが問題ではなくて、新しい訴因の内容自体、日時や場所について幅のある記載になっていること、つまり訴因の特定という点でも問題があると思います。実務の趨勢は、そういう幅のある記載も仕方ないんだというものでありますが、その理由として、状況証拠しかないケースでは時間とか場所とか特定が難しいので、幅のある記載もやむを得ないといわれます。それは、自白に頼らない、自白偏重からの脱却にも役立つと説明する人もいます。

しかし、今市事件との関係でいえば、私がやったという自認部分にしか信用性が認められない、こういうケースで、有罪追求のために日時や場所について幅のある記載が必要だということになります。つまり、何が言いたいかという、自白偏重からの脱却のために訴因の記載、特定性については幅があってもいいじゃないかという論法は、少なくとも本件の場合には当てはまらないと思った次第です。

泉澤 今村先生は、元弁護人の立場として、裁判官から検察官に訴因変更の示唆があったことも含め、今回の訴因変更についてどう思いましたか。

今村 率直に言えば、殺害場所の問題だとかそういうことを柵に上げて、自白の信用性の問題から外したんだという嫌な予感がしました。対処としては、意見書を出すしかないと考え、実際に意見書を提出しました。

泉澤 私も弁護人としてこれまでもこのような訴因変更に出会いますが、大体、訴因変更が認められなかったことはありません。特に、高裁段階でこういう訴因変更が行われるのはすごく問題だと思いますが、どのように考えればよろしいでしょうか。

### **それまでの審理、証拠調べを全部無にする**

白取 ちょっと乱暴な言い方をさせていただいたほうが分かりよいと思うので、そうさせていただきます。要するに訴因変更というのは、検察官が最初、裁判の土俵に乗った公訴事実が、証拠上ちょっと無理だぞということで枠を広げる話なんです。変更と言いながら、ほぼ全て新たな土俵の追加です。

訴因変更をする理由は、明らかに、何としてでも有罪としたいからです。先ほど、豊崎先生が、一事不再理に触れましたが、まったくそのとおりで、基本的に、訴因変更は被告人にとっていいことは1つもない。現行の刑事訴訟法上は、いつでも検察官が訴因変更やれますよとなっているけれども、それまでの審理、証拠調べとか防御の活動を全部無にする、場合によってはちやぶ台返しにもなるので、訴因変更するときは慎重にというのが裁判例の流れ、実務の流れです。判例でも、ここまで審理が進んだときの訴因変更を認めないというのが幾つかあります。

あずみの里事件ってご存じでしょうか。最近、無罪になりましたが、私は、一番の訴因変更のときに、それを認めるべきではないという意見書を書きました。最初の訴因について、審理が進んで有罪を維持するのが危なくなってきたら、検察官は訴因変更しがります。裁判所がそれを示唆するとは、とんでもありません。中立であるはずの裁判所が、検察官に示唆することが、結構、多いらしいんですが、示唆というのは、結局のところ「こういうふうに訴因を変えたら有罪にしてあげる」という知恵を授けることです。

今市事件の訴因変更は非常に問題があります。1つは、一審が裁判員裁判であったため公判前整理手続をして、その後の訴因変更は、基本、認めるべきではないという下級審判例も出ているところですし、裁判員裁判中に、普通は訴因変更をしないのです。高裁になったら、なおのこと訴因変更をしてはいけないと思います。

その理由は、裁判員裁判を経た事件について別な土俵をつくるというのは、一方で裁判員裁判をやったことが無駄になるというのがありますが、それ以上に、同じ事件について違った角度から、もう1回裁判をやり直すということになるからです。一事不再理というのは、被告人に手続負担を





横山雅弁護士

かけるのは1回だけ、という原則です。この原則は憲法上のものです。

今市事件の訴因変更は、実質的にみて2度の  
手続負担をかける濫用的な訴因変更だと思います。一審判決は、被告人も弁護人も頑張ってた  
たかって、状況証拠の証明力評価については  
一定の成果もあった。自白映像のインパクトも  
あって有罪になりましたが、証拠の弱さは明らか  
になった。控訴審でその続きをやるのではなく、  
土俵を変更して、つまり新しい訴因を追加

して状況証拠も全部見直し、有罪認定に合わせて組み換えをしている  
かと思えない。これはとんでもないことだと思います。

繰り返しますけれども、訴因変更は有罪を確保するための、どちらか  
という悪い制度なんですね。なぜ、こんな制度が刑事訴訟法の中に入  
ったかということ、戦後、検察、警察の捜査権が非常に弱まるだろう  
から、その分、起訴後に少し有罪を維持する方向での、制度的な担保  
してあげようということのできたのですが、今市事件のような形で使  
われるというのは立法者も含めて予想していなかったと思います。

### 自白の録音・録画は、裁判にどう影響したか

泉澤 今市事件の一審判決は、捜査段階における録音録画を裁判員裁判の  
公判廷で流したことが世間的にも注目されました。要するに、取調  
べの録音録画が有罪証拠として利用されたのではないかと、非常に注  
目を浴びたのです。私は、この一審で採用された録音録画自体が、果  
たして高裁の判決に影響を与えていたのか、与えていなかったのか、  
非常に気になります。映像がどう人の心理に、影響を与えるかとい  
うことについて、映像の専門家でもあります周防さんはどういうふう  
にお考えでしょうか。

**理不尽な状況下での取調べ映像から真実は発見できない**

周防 取調べの録音録画の記録媒体っていうのは、見る側も、これはフィクションではないし、ドラマじゃないんだ、映画じゃないんだっていう前提で、ここに映っているのは紛れもない事実だと思って見るわけです。実際、その映っている部分は事実です。でも、その背景については分からないことだらけです。今市事件の場合は、ある部分だけが再生されているので余計に他の取調べ部分はどうだったかは分からない。ただ、映っているものが事実だっていうことは、見る人にすごく大きな影響を与えます。これは、演技ではない、本当の姿なんだよ。

だけど、そもそもの話として、取調べのその空間、その状況、つまり、被疑者は何日間も拘束されて自由を奪われている。外の情報もあまり入ってこない中で、さらに取調官は被疑者を孤立させ、精神的に追い込んで自白を得ようとするっていう場の映像なんですよ。だから、その映像から何が判断できるのかっていうと、辛うじて、むちゃくちゃな取調べ、例えば決めつけるような聞き方をしているとか、誘導しているとか、暴力的な行為があるとかないとか、そういうことの判断、要するに取調べの程度、質の判断ぐらいしかできないはずで、その映像で事件の真相がわかるとか、任意性判断ができるとか、そういうものではありません。映像うんぬんの前に、あの取調べの状況っていうもの自体がかなり異常です。取調べのすべてが記録されていたとしても、証拠としては、非常に汚染されているものだと思うんですね。理不尽な状況下での取調べを撮っているにすぎない映像から真実を発見しようとするのが無理だというのが当然の判断だと思うんですね。

法制審の特別部会で、珍しく皆さんの意見が一致したのは、取調べ、調書に依存した裁判から脱却しようということでした。法廷での証言、やり取りをきちんと見ていきましょう、調書裁判から脱却して公判中心主義を目指しましょうとなっていたにもかかわらず、録音録画する、要するに取調べの適正化を図るつもりだったんですけど、逆にこの録音録画によって、この取調べに違法性はないとして、取調室で作られた供述調書を裁判の証拠として利用しようとする。それでは、かえって取調べに過度に依存した捜査からの脱却じゃなくて、より強力な取調室の供述の証拠化に向かって

しまうのではないか。結局、調書裁判からの脱却を目指すとっておきながら、取調べを録音録画することによって、かえって調書の任意性を高め、より強固な調書裁判を作り上げてしまうのではないかと危惧しています。

法制審で取調べの録音録画を進めようとした本人が言うのは何なんですけど、せっかく取調べ状況を変えたくて可視化したにもかかわらず、今までの取調べにもっと大きな証拠価値を見いだすためにそうしているだけなんじゃないか。ますます供述調書に依存した裁判になっていくのではないか。もしかしたら裁判官は、法廷での証言よりも密室での証言のほうが信用できる、要するに人間は、そうやって密室でがらがんやんないと本当のことを言わないっていうふうに信じ込んでるんじゃないか。そう思うと、この録音録画の怖さっていうのは、映像インパクト以外にもあって、そもそもの取調べの成り立ちっていうものを考えないと非常に危険な制度なんじゃないかなというふうに思っています。

泉澤 ありがとうございました。そういうふうに非常に影響を与えると思われる録音録画の証拠採用は、今市事件の高裁判決では一定程度制限的なことを言われており、そこは非常に説得力あったと思うのですが、後で出てくる手紙の評価ときには、全然説得的ではないのではないかと、矛盾してるのではないかなと思います。木谷先生は、元裁判官として、今回の取調べ録音録画が、高裁判決には全く影響なかったと言い切れると思っていますか。

#### **取調べで殴られた映像は録画されておらず、一部可視化の弊害が出た**

木谷 判決には何も書いてないからはっきりは言えないんだけど、この判決はきれいごとを言ってるんじゃないかという感じがします。きれいごとっていうのは、こういう録音録画は実体的な証拠には使えないんだというふうに言い切ってますよね。しかし、実際控訴審裁判所は、この録画から有罪の心証を抱いてしまった。だからどうしても有罪にしたいのだけど証拠が足りない。そこで、苦し紛れに手紙を過大評価して、有罪の認定に持っていったという感じを捨てきれません。門野さんの論文もまさにこ

れと同意見です。

録音録画が恐ろしいということは周防さんのおっしゃるとおりですが、本件で特に問題なのは、本件殺人の事実で逮捕勾留される前の取調べ、つまり、商標法違反で勾留されてる期間に受けた本件殺人の取調べ、これは、任意の取調べであるということから録画されていないことです。だから、さっき私が申し上げた、ぶん殴られた際の状況は録画されていないんです。

しかし、実際に、ぶん殴られた状況が録画で見られれば迫力が全然違うはずです。そうなれば、その後の取調べにおける自白の任意性をそう簡単に肯定できなくなったはずです。実際にあった暴行場面が録画されていないから、控訴審判決は、「暴行は自白調書の任意性には影響しない」と、平気で言っちゃうんです。録画はやはり全部録画でなければいけません。本件は一部録画の弊害が非常に大きく現れた事件だと思います。

### 自白の中核部分を否定したのに犯人性を認めたのはなぜか

泉澤 控訴審では自白の中核部分、特にどうやって殺したかと、どこで殺したかということについては、ある程度弁護活動が功を奏して、一審判決を維持できなくするところまで追い詰めました。検察官が主張する殺害現場では結局、殺されてない。なぜかという、血の量も非常に少ないんだということが証明されたためです。警察官が作った報告書では血液を示すルミノール反応がたくさん出ているが、実際には枯れ葉に反応してルミノール反応が出るということが、私たちが実験して分かり、そこで、現場に血がたくさんあったというのは誤りであることが、高裁判決でも判断されています。実験で周防さんにはご協力いただいたことで、弁護団は自白の中核部分を崩したのですが、ところが高裁は、「殺したって言ってるんだから、その部分は信用できるんじゃない」と認定しています。この点について、周防さんとしてはどういうふうなお考えお持ちでしょうか。

#### 有罪ありきで証拠を見ている裁判官

周防 確かにルミノール反応の実験のお手伝いをして、具体的には実験し

たものをどう映像として残していくかっていうことで協力させていただきましたが、検察が示したものは、どうも血液のルミノール反応ではなく、枯れ葉とかそういう、血痕とは関係ない単に鉄分に反応したものであるらしいことがわかりました。今回、血がなくてもルミノール反応って出るんだっていうことを発見して、示された証拠を深く調べることなく納得しては駄目だということを改めて思い知らされたわけです。ルミノール反応に対する認識が甘くてそんなこと思ったこともありませんでしたが、ルミノール反応って要するに鉄分に反応するだけだから血ではなくとも出る可能性がある。実験で分かったんですけど、大量に血液を流しておく、その分、すごく強い光を発します。だから、あの山林が犯行現場であったなら、もっと明確なルミノール反応が出ないとおかしいということになります。

ルミノール反応だけではなくて、弁護団は、検察官の有罪立証を1つ1つ潰していったわけです。でも皮肉なことに、自白と客観証拠の矛盾を指摘していった結果が訴因変更につながった。弁護団の反証が成功したから、なぜか有罪を信じる裁判官は訴因変更をせざるを得なかったというわけです。

裁判官が、どういうふうに証拠を考えていくのか、僕には、なぞですね。自白の殺したっていう部分だけは信用できるけど、他の部分は嘘だと。その自白の嘘は、もともと弁護団が客観証拠を用いて証明した。普通なら、結果として「殺した」という自白にも信用性がない、となるはずなのに、なぜか「殺した」という自白だけは本当だと。でもなぜ本当なのか合理的説明がなされているとは思えない。自白のうち、殺したということだけは信用できるという結論になる論理の筋道が僕には全く分かりません。裁判官ってもっと論理的な人たちではないかと思うのに、この裁判官はこの事件で何を判断したんだろうと、本当に有罪ありきで見ているとしか思えません。

高裁での審理をずっと見ていましたけど、1回1回、弁護団が、検察の有罪立証を次々に弾劾して行って、その全てに成功したと思っていたのに、判決の日に、その前の訴因変更があったからですけど、ああいう結論になったっていうのが本当に信じられない。不信感を持たざるを得ない裁判だっ

たし、もう少し科学的証拠というか、客観証拠を大事にしてほしいと思っています。

泉澤 自白について高裁判決は、ここの現場で殺しましたということ自体が、もう信用できないとしつつ、大まかに言えば殺したって意味では信用できるとしています。私たちは、こういう判断されてしまうとどうしようありません。白取先生にお聞きしたいのですが、このような高裁の認定は、講学上も問題があるのではないのでしょうか。

### **経験則、論理則に反した認定**

白取 私は、学生に対して、「はい、私はやりました。」っていうのは厳密には自白じゃないと教えます。嫌疑が掛けられている犯罪事実、いつどこで誰が誰をこんなふうにして殺しましたとか盗みました、それを認めるのが自白です。ですから、任意で警察に呼ばれて、はい、私やりました、だから帰してくださいって言っても帰してくれないですよ。おまえ、やったんだったら、これを知ってるだろう、あれを知ってるだろうって事実について詳しく聞かれて、詳しく答えて、それが調書に取られます。これが自白調書ですね。自白ってそういうもので、ただ「やりました。」というだけだったら、後で「やっていません。」って言ったら、それで、覆ってしまいます。

周防さんが言われたこと、全くそのとおりだと思うのは、高裁は犯人性を認める部分だけ自白として残して、これを信用できる。殺意の経過、態様、時間、場所などについては、これは事実と矛盾するから信用できないと言ってます。でも、経験則、論理則っていうのは、裁判所の得意な言葉で、そういう経験則、論理則に従って判断なされているはずなのですが、やりましたっていうことを認める人間が、それ以外の事実関係、全部うそを言うなんて、ちょっと経験則的には考えにくいじゃないですか。なぜそんなことを言うのか。もし、そういう認定するのだったら、そこをもっと、丁寧に説明しなきゃいけないんですが、これ、合理的な説明、多分、無理だと思います。その意味でも、ここだけでも、この自白の高裁の説明はアウト

だと、私、思いますね。

木谷 白取先生のお話、まったくそのとおりだと思います。私も、高裁の判決が、「殺害の態様など犯行の重要部分でうそついてるのに、やったことだけは信用できる」としている部分の説明にはどうしても納得できません。判決は、「犯人はもっとひどいことをやってるのに、それを軽く見せるために、うそをつくことはある」というのですが、こんな屁理屈が通用しますか。死体の状況などから推定される犯人の殺害態様は相当ひどいものですよ。「もっとひどいことをやっていたのに軽く言った」なんて、どう考えてもめっちゃくちゃな理屈ですよ。

泉澤 勝又さんは、自白調書で少女に性的いたづらをしたと言っていますが、実際はその跡がなく、一体なぜそういう嘘をつく必要があるのかということ、高裁判決を読んでみても、全然分かりません。

### 決定的な有罪証拠とした手紙の証拠価値をどうみるか

泉澤 高裁判決には、いろいろな点で説明が不可能な部分とか、矛盾点はあるんですけども、最終的に高裁判決が有罪の決定的な証拠としたのは、勝又さんがお母さんに出した手紙です。

一審では、手紙は色々な読み方があるから、それほど重視はしないと、これだけで犯人性を認めることできないんだとしました。ところが、高裁は、「やってないやつがこんな手紙書くか」という勢いで認定しています。高裁判決の判断の仕方、証拠価値の高め方には、問題があると思うのですが、豊崎先生、学者の見地から、いかがでしょうか。

### 手紙は、自白とみても状況証拠とみても難点だらけ

豊崎 控訴審判決は、建前としては手紙を状況証拠、つまり7つある間接事実の1つであると扱っていますが、本音は自白とみなし、その証拠価値を抜群に高く評価しています。このような手紙をめぐる建前と本音の関係



をどう分析して、また、どう批判するかというのが、今後、再審を請求する上でも大きな課題になると思いました。

先ほど白取先生は、やったというだけでは自白ではないとおっしゃいましたが、本件の手紙は自分がやったという自認の内容しかない。つまり、本来の自白であれば含まれるはずの殺害の経過とか、殺害行為の態様とか、場所とか、時間とか、そういった内容が全くない、極めて内容希薄な犯行告白にすぎない。従来、自白の信用性評価において、自白の根幹部分を分析するといわれていたわけですが、根幹部分そのものがはじめからない、すごくあやふやな代物であるわけです。ところが、本判決は、当時の勝又さんを取り巻く問題、すなわち身体拘束されていたこと、密室で、孤立無援で取調べられていたこと、録音録画なしの取調べで本件犯行を自認していたことなども顧みずに、「被告人が自らの意思によって作成したもの」と認定をしたわけです。

手紙を実質的には自白とみなすなら、自白の信用性評価にふさわしい分析方法がとられるべきです。つまり、客観的事実との対応関係とか、あるいは、自白が採取された状況とかプロセスとか、そういったものを分析すべきなのに、控訴審判決はそれをネグレクトすることで証拠価値を高く評価してしまいました。

他方で、手紙を状況証拠とみなすなら、その多義性に、つまり、いろんな意味に解釈し得るということに、注意しなければなりません。つまり手紙は状況証拠であるというなら、それは「有罪意識の表れとしての行為」に該当しそうに思われるかもしれませんが、手紙がありました（手紙の存在）とか、手紙を書きました（手紙の作成）というだけでは、本来、被告人の有罪意識を推認できません。また仮に手紙は謝罪を意味すると認定し得たとしても、何に対する謝罪か不明なら、有罪意識を推認できません。つまり、被告人は有罪意識を持っていたというのは、被告人の犯人性を推認させる間接事実ですが、被告人の犯人性を推認する以前に、この間接事実自体が推認される（合理的疑いを容れない程に証明される）必要があるところ、手紙だけでは証拠的基礎として足りないということです。

このようにして、手紙について、自白とみなしても、あるいは状況証拠

とみなしても、それぞれ難ありというのに、控訴審判決は実質的に「決め手」としてしまったのは、結論先ありき、つまり「無実の者が犯行を認めるわけがない」という非常に短絡的な「経験則」に依拠しているのではないかと推測しています。

泉澤 ありがとうございました。手紙の内容については、先ほど白取先生か、自白とは何かという話がありましたけども、手紙には、「誰々ちゃんを殺した」みたいな内容は一切ないんですね。それが果たして、それこそ殺害の告白なのかっていうことについていうと、先ほどから皆さん話されているように、これを自白と見て有罪の認定とすることについては、やっぱり無理があるんじゃないかなと思います。

弁護人の立場からすると、このような認定は、意外だったということになるのでしょうか。

今村 そうですね、意外だったですね、正直言って。ただ、検察官が状況証拠の評価として一審が誤っていると、それは手紙の評価が誤っているんだという主張をしていましたから、もしかして、これが何か、奇になるのかって感じは持っていましたけど。

### **かつての最高裁のような自白に対する慎重な判断がない**

木谷 第三者にした「犯行を認める発言」については、これまでも幾つか裁判例でその信用性が判断されています。裁判所は、非常に慎重に扱ってまして、その信用性は自白と一体を成すものだと考えてきています。だから、自白の信用性に疑問があれば、他の人に犯行を認めていても簡単には信用性ありとしてこなかったのです。そのことをはっきり書いてるものとしては、大森勧銀事件の上告審決定（最決昭和57年3月16日判時1038号34頁）があります。この事件の被告人は、逃亡して家にたどり着いた際、母らに対し、「銀行員殺しは4人でやったが自分は刺しただけで首は絞めていない」ということまで言ったとされているんです。だけど、最高裁は、これを自白と同一線上のものとして扱っています。そして、自

白の証拠価値に疑問がある以上、こういう母に対する発言に格別の意味を持たせることはできないとして、無罪判決を維持しました。かつての最高裁は、このように慎重に判断していたのです。本件の高裁判決、それとそれを平然と維持した最高裁の決定についてはどうしても承服できません。

## 再審に向けて、今何が必要か

泉澤 今日集会は、『誤った有罪判決を斬る』ということで、基本的には有罪判決に対する批判をしてきましたが、最高裁で上告が棄却されて、確定してます。ですから、過去の有罪判決を斬るだけではなくて、勝又さんが今でも無実を主張してるということは、やはり再審をする方向で勝又さんとしては望んでいるんだと考えます。

それを今後どのように実現していくかについては、今、この場できちんと話すということはなかなか難しいところではありますけれども、ただやはり、もし再審に向けて行くとすると、何が必要になるかということについて、幾つかここで話ししておくべきではないかと思いました。

1つは、再審は最近、証拠開示がかなり進んで、その中で新たに無実を晴らすべく新証拠が現れたりすることが多くなっています。今市事件も、一審は裁判員裁判だったんですが、証拠開示がそれほどたくさんされていたわけではありません。控訴審でもDNAの証拠などが出て来ましたが、やはり、まだあるのではないかなという気がしています。

再審法改正でも提言をしております周防さん、この証拠開示についてはどういうふうにとらえたらよろしいのでしょうか。

### 政府すらあらゆる記録を廃棄する国、証拠の管理が課題だ

周防 例えば大崎事件は、第2次再審請求の即時抗告審で46本のネガの存在が開示されましたが、検察官が「フィルムケースのなかで腐食しているものもあり、すべてを印画することはできない」と言うので、印画できた写真を開示するよう求め、500枚の写真が開示されました。第3次再審になり、念の為にネガの現物の開示請求を行ったところ、初めて46本

のネガが開示されました。そこで、弁護団が自ら写真屋さんに印画をお願いしたら、すべてのネガが印画できたんです。その枚数は1200枚以上でした。その後、ネガの入ったフィルムケースの通し番号に欠番があったので追求すると、新たに17本が「志布志警察署写真室戸棚」から発見されました。信じられますか？ 証拠開示に応じても、つねに嘘が混じっているんです。

これまでの検察官のやり方を考えても検察官が隠している可能性は否定できないし、検察官が知らない証拠が警察にあるってということも考えられるので、今市事件でも隠されている証拠はあるんだろうと思います。

ただ、気になるのは、公判前整理手続に付されているっていうところで、きちんとした証拠開示の手続きは終えているっていうふうにして、無視されるんじゃないかと不安です。実際、法制審でも再審法改正について証拠開示の話になったときに、今、再審で問題になっているのは全部、公判前整理手続がない時の事件だから、せめて公判前整理手続に付される事件と同じレベルの証拠開示をすべきだと言っていたんですが、それはなんとしても証拠開示を少しでも前に進めたいという思いからでした。せめて、現状の証拠開示のレベルにしてくださいということです。でも今市事件は公判前整理手続に付されています。だから証拠開示は十分だと判断されてしまうかもしれません。とても心配です。

あと、もう1つは、裁判が終わった後に証拠がどう保存されているか、保管されているかっていうのがすごく気になります。裁判だけじゃなくて政府すらあらゆる記録を捨てるような国になってますんで、当然、警察官が自分の判断で、もしくは上司の指示で捨ててしまうかもしれない。組織ぐるみで証拠廃棄することも考えられるので、証拠の管理、原審段階から捜査で集められた証拠をどういうふうに管理していくかっていうのも、今市事件に関わらず、これからのすごく大きな、重要なテーマだと思います。

「ナリ検」の著者の市川さんの話を聞いてると、警察、検察の心理として、被疑者や、関係者や、現場そのものもよく見て、あらゆる人に会って話を聞いて、証拠も徹底的に調べて、それで起訴しているという自信があるんですね、彼らには。要するに、事件を一番知っているのは自分たちで、裁

判官や、弁護士に本当のことがわかるわけがない。有罪に間違いのないのだから、無罪だと思われかねない証拠は見せず、有罪に必要な最低限の証拠しか見せない。そういう心理らしい。

だから、裁判に臨むときの彼らの気持ちは、こんな法廷での調べで事件のことが本当に分かってたまるかと。自分たちは苦勞して犯人を捕まえて、厳しく調べて立件してんだから自分たちが事件のことを一番よく知っているんだと。自分たちが一番よく知っていて、こいつが犯人だと確信しているんだから、こいつが犯人だということを間違いなく立証する証拠があれば十分で、無罪だと思われかねない余計な証拠は見せない。そう考えるのは、彼らなりの正義感で、だからこそ平気で証拠隠しをすることもあるのかと最近では、思っています。

泉澤 ありがとうございます。特に証拠開示については、今おっしゃられたように、いまだに隠されてるものがたくさんあるのではないかと思います。

今村先生、控訴審から入った弁護人として、証拠開示が十分になされると思えましたか。もしそうではないとしたら、公判前や裁判員裁判の限界みたいものがあったということでしょうか。

今村 正直申し上げて、公判前で十分な証拠開示がされたとは思いません。建前で公判前整理手続をしているから十分な証拠開示されてるとするのは嘘で、そんなことは言えないと思います。

泉澤 ミトコンドリアDNA関係の資料も、後になってかなり出てきたものもあったりして、争点を公判前で絞ることで、弁護人からそれ以上出せとはいえなくなることもあって、これは制度の落とし穴なのかもしれません。

さて、学者の先生がたにこれからお聞きしたいんですけども、この事件で再審を考えた場合に、確定判決の問題点との関係ではどういうことができるのか、現段階では具体的には言いにくいですが、何かこういうふ

うなのがあればいいのにというものが、もしもあるのであれば、教えていただきたいなと思います。白取先生いかがでしょうか。

### 間違った事実認定をただす裁判官の職業倫理に訴えて

白取 再審を開かせるためには、ご承知のように、新規性、明白性のある証拠を見つけなければいけないというハードルがあります。私はこの事件、深く関わってる立場ではないので、どんな新証拠があり得るかというような議論はできないんですけど、ただ、言えるのは、木谷先生をはじめとして、事実認定の専門家と言えるような元裁判官の方々が、高裁判決の事実認定を厳しく批判する論文を書いています。それを読むと大変説得的で、こんなひどい事実認定が放置されていいはずはない、というふうに誰もが納得できます。

1つポイントだと思うのが、再審への途を開いた白鳥決定、財田川決定という最高裁決定のうち、財田川は、新証拠はそれほど強くなかったけれど、確定有罪判決のももとの証拠構造が弱かったということで、それほど強力な新証拠でなくても突破口を開くことができました。ですから、高裁判決からあまり時間はたっていませんけれど、あらためて事実認定の誤りを正していくような攻め方っていうのがいいのではないかと思います。

裁判所、裁判官の当たりが悪いと再審も厳しいということは時々聞きますけれど、しかし、それではなかなか前へ進めないで、裁判官であれば間違った事実認定は正さなきゃいけないという職業意識、職業倫理があるはずなので、そこに訴えかけることを主眼にしてたたかかっていくっていうのが大事なんじゃないかなと、ちょっと抽象論かもしれませんが思っています。

そのときに、近年、最高裁チョコレート缶事件判決以降、事実認定について、情況証拠については、こういう基準をクリアしなければ情況証拠としては使えないんだという最高裁判例がいくつか出てますが、そのフレーズ、一種の注意測だと思えますが、これは高裁判決でも使ってるんですね。そのフレーズを単に表面的に借用するのではなくて、実質的に証拠として有罪を支えるだけのものがあるかどうかというあたりを、あらため

て、白鳥決定以降の最高裁の再審理論で言えば、やはり総合評価でいけると、最高裁判例の理論に依拠しながら、この事実認定自体の誤りを突いていくという正攻法がいいのではないかなというふうに思っています。

泉澤 ありがとうございます。豊崎先生、いかがでしょうか。

### **手紙と自白供述の作成過程に着目した新証拠を**

豊崎 私も基本的には白取先生が今おっしゃられたことと同じなんですけれども、せっかくの機会ですので自分の言葉で説明をさせていただきたいと思います。

確かに、刑訴法435条6号で再審請求をする場合、新規、明白な証拠は要りますが、それは、確定判決を支える旧証拠を弾劾し、その弱さを突くものですから、そもそも確定判決を支えていた旧証拠はどういうものなのかということを確認するのが基本であると思います。

そういう観点であらためて控訴審判決を読みますと、繰り返しになるんですが、自白供述がなくても、手紙を含む「状況証拠から認められる間接事実を総合すれば」「被告人が殺害犯人であることは合理的疑いを差し挟む余地なく認められ〔る〕」というものです。そして、これまで話に出てきましたとおり、間接事実の中でも、手紙の証拠価値を抜群に高く評価していますが、しかし手紙だけで被告人の犯人性が合理的疑いを容れないほどに証明されるともいってないんです。これは、手紙を、一方では実質的に「決め手」としながら、しかし他方では状況証拠として位置付ける、そうすると曲がりなりにも推認力に限界があるともいっておかなければならないということで、そういう書き方になっていると思うんですけれども。ですから、手紙1本だけで合理的疑いを超えたとは一応してなくて、7つの間接事実を総合評価して犯人性を認定しているというのが、旧証拠の立て付け、構造なのだろうと思います。

ただそうはいっても、手紙の証拠価値はすごく高いとされているわけですから、これを否定する新証拠が提出されればインパクトは大きいでしょう。そして手紙は、控訴審判決によれば、犯人性を自認する被告人の自白



## シンポジウム 今市事件は終わっていない

供述を強く支えるものとされているので、手紙の証拠価値を否定することは、証拠構造の組み換え、つまり手紙に代わって自白供述が有罪認定を支える柱とされることも防げるのではないかと思います。

しかし、自認部分しかない手紙の証拠価値を否定するには、このような手紙、つまり旧証拠それ自体の証拠価値に限界があるということ、つまり、高裁は手紙をほぼ決定的だなんていっているけれど、本来、こんなものは、このシンポジウムで繰り返し指摘されてきたように、がたがたで限界があるということを出発点としないと、よほど決定的な新証拠が出されなければ覆らないおそれもあると思います。

つまり、手紙にせよ、そして、自白供述にせよ、控訴審判決が放棄してしまった、分析的・客観的な方法で再審請求審に再評価を行ってもらおうということが重要ではないかと思います。そういう観点からすると、たとえば手紙の作成過程に問題があることを示す証拠の開示の必要性などが考えられます。

ただ、仮にそういう作成過程に疑問を持たせるような証拠が出てきたと



しても、それが効果を奏するのは裁判所が手紙の作成過程に関心を向けたときなんですね。いくらそういう証拠開示がなされたとしても、再審請求を担う裁判所が、請求審を担う裁判所が、控訴審判決と同じような裁判所、裁判官だったら、そんなの興味ありませんということになってしまう。だから、やっぱり裁判所をいかに、そういう分析方法にとるように関心を向けさせるかというのが大きな課題ではないだろうかと思います。

あるいは、控訴審は、手紙について、自白供述から独立した状況証拠であり、自白供述の信用性を「強く支える」補強証拠であると位置付けるのですが、手紙と自白供述は一連の自白として密接な関係にあると再審請求審が理解した場合、自白供述の証拠価値が動揺すれば、手紙の証拠価値も動揺するということが考えられます。その場合、再審請求審には、控訴審判決が放棄してしまった分析的・客観的な分析を行ってもらうのはもちろん、新証拠という点では、勝又さんの精神的・心理的状态やコミュニケーション能力について新たに検討する余地はないだろうかと思う次第です。

泉澤 木谷先生、お願いいたします。

### **ガムテープで作業すれば DNA が残る実験をすべき**

木谷 再審の場合は新証拠が必要ですね。そこで、どういう方面から新証拠を作るかが問題ですが、この高裁判決は、7つの間接事実を総合すれば彼がやったと認定できると言っているので、ここが最大のポイントだと思います。

この判決のずるいところは、7つの間接事実を総合すると被告人が犯人であることは合理的疑いを入れる余地もなく認定できると、最初に言い切っている点です。間接事実の総合認定という場合には、消極的間接事実も当然考慮しなきゃいけないんです。要するに、その7つの間接事実、あと2つの消極的間接事実も加味して検討しなければならないのに、高裁判決はそれをしていない。消極的間接事実の一つは、髪の毛にかかっていたガムテープから本人のDNAは一つも出なかった事実。もう一つは、体を拭ったものの中から検出されたミトコンドリアDNAの中からも、第三

者のものは出たけども本人のものは全然出なかったという事実です。だから、それにもかかわらず、被告人が犯人であると認定するためには、そういう殺害行為をしても、ガムテープからも体表からも本人のDNAは出なくて当たり前だと、出ないことが少なくとも相当程度あるんだということが言えなきゃ駄目なはずですよ。

常識的に考えて、ガムテープを貼るため手で触れば本人のDNAは当然移るし、場合によっては指紋も残るはずですよ。本人のDNAが移らないようなことは常識的には考えられないと思います。先ほども言いましたが、判決は、「手袋をしていけば出なくてもおかしくない」と、こんなことまで言ってます。だけど、本人が手袋してたなんてことは全然どこにも証拠がないし、手袋をした手でガムテープをいじるなんてできますか、皆さん。そんなこと、できっこないじゃないですか。

控訴審判決は、そんなことまで言って苦し紛れの有罪認定をしてるわけですね。そこがやはり攻めどころなんで。やっぱり、ガムテープを髪の毛に貼り付けるとか、そういう作業をすれば本人のDNAが必ず残るというような実験結果を、誰か科学者に依頼して、あるいは弁護団で実際にやって、そういう実験結果を新証拠として出す。これが取りあえずの攻めどころだと思います。体を拭いたものから勝又さんのミトコンドリアDNAが出なかった点も同じですね。

だから、この判決が言ってる、第三者のものは捜査官かもしれないとか、そこはどうにもしようがないですよ。だけど、「本人のものが出ていない」という点に基づいて決定的な新証拠が提出できるはずですよ。それと、判決がずるいのは、ガムテープのほうから出ないっていうことがあったって、7つの間接事実で総合して認定できた認定を左右しないとか。ミトコンドリアの点も、それだけでは合理的な疑いに達しないなどと、各個撃破しています。しかし、間接事実による総合評価をする場合には、2つの消極証拠を一度に積極的間接事実にごち込んで、一緒に総合して判断しなきゃいけないんです。それを、個々別々に判断しちゃってるから間違いなんです。これ、再審でよく問題になる孤立評価説ですよ。再審ですら新証拠は全部、総合的に判断しなきゃいけないとされているんです。それを、この確定審

の段階で孤立評価説をやっちゃってるんですね。とんでもない間違いだと思いますね。

私は、そこを攻撃目標にして、まず新証拠を作って、再審の裁判になった段階で証拠開示の申し立てをしっかりとやっていけば何か手掛かりが得られるんじゃないかと思います。新証拠なしでいきなり証拠開示ってわけにはいきません。再審を請求する場合には新証拠がなくてはできませんから。ですから、まず最小限度の新証拠を作って再審請求をし、その上で証拠開示をしっかりやるんだと思います。その辺は、弁護団、何とかならないですか。

泉澤 まだ再審弁護団はできていないのですね。そこは多分、新弁護団ができればちゃんと考えていくことになるのではないかと思います。

木谷 捜査機関が証拠を廃棄してしまう恐れもありますよ。既に捨てているかもしれません。早く取りあえず請求をして、あるいは請求しなくても、請求予定だから証拠は確実に保存しとくようにというような申し立ては先にする必要があるように思います。

## さいごに

泉澤 ありがとうございます。この事件について、最後に何か一言ございましたら、言っていただければと思います。周防さんからどうぞ。

周防 もう法制審から随分たっているんですけど、そのときも調書裁判からの脱却っていうことを強く言っていたにも関わらず、結局、今市事件も取調べでの供述、そして、勾留中に作成された手紙が有罪判決の決め手になっている。そのことを考えると、調書裁判からの脱却と言いますが、本気でそう考えているのかなと疑わざるを得ません。

多分、僕も含めて多くの人にとって、取調べっていうものに対するイメージが、実際とは大きく違っている。よく、やってないんだったら本当にやってないって堂々と言えればいいじゃないかって言う人いますけど、そういう

ことが許されない状況にあるんだって、それをまず多くの人に知ってほしい。もう1つは、身体拘束されて自由を奪われて取調官と毎日向き合っていることがどれほど被疑者にとってプレッシャーというか、異常な事態なのか。取調官は、被疑者がまともな判断ができないような精神状態に追い込んで、自白をさせようとするわけです。そのことを多くの人に知ってほしいし、裁判官にも、取調べの過酷さ、異常さについて想像力を働かせてほしいですね。法制審のときに話をした裁判官の感じからすると20日の勾留でも短いと思っていますよ、彼らは。本当に事件を解明するんだったら、もっと時間が必要だっていうふうに、もっと時間をかけたほうがいいんじゃないかとすら思っているんじゃないですかね。

でも、ちょっと待ってくださいって言いたいです。真相を解明する場合は、取調室ではなくて裁判なんです。裁判官ですら、取調べ自体に真相解明機能を求め、取調べこそが事件の真相解明に欠かせないと、もしかしたら考えてるんじゃないかって思うぐらいです。結局は、彼らにも、自白しているか、供述しているか、やったやつにしか本当のことは分からないから、そいつに聞くしかないだろうという江戸時代的な思考がずっと根強く残っているんじゃないかと思います。

だから、取調べをどういうものにするのかっていうことを法曹三者で具体的に客観的に話し合う、本当にこれが正しい取調べ、聞き取りなんだっていうものをやっぱり作っていかないと、今、言われている調書裁判っていうものは絶対になくならないと思います。録音録画しようが何しようが、もしかして調書が取られなくなっても、結局、取調べに依存した捜査が変わることはないんじゃないかと危惧しています。少なくとも弁護士が取調べに立ち会うところから始めてほしいですね。

泉澤 ありがとうございます。豊崎先生、どうぞ。

豊崎 本日は、私以外の先生方は本当に豪華メンバーで、私がパネリストとして加わる意味はあるのだろうかと思いつながら福岡から来たんですけども、一学徒としてとても勉強になりました。先ほど木谷先生からご指摘

のあった、消極的間接事実に関する点で再審請求の突破口とするのはどうかという具体的な提案については、なかなか研究者は思いつかないもので、なるほどと思いました。

私は、状況証拠による事実認定の問題について研究してきました。しかし本件については、今、周防監督もおっしゃったように、純粋な状況証拠の問題では済まないと思っております。日本の刑事司法の全体的な在り様を反映している事件であり、間接事実の推認力というレベルの話だけでは済まない、とても大きな事件であるとあらためて思いました。

他方で、従来の著名な再審請求事件は古い事件が多かったと思うのですが、本件は公判前整理手続や裁判員裁判を経ている事件ということで、新たな課題も背負っていると思います。私は年齢的にはもう若手の研究者ではなくなりつつあるのですが、本日のパネリスト中では比較的若手ですので頑張って取り組んでいきたいと思っております。本日はありがとうございます。

泉澤 ありがとうございます。白取先生、お願いします。

白取 先ほど言い落としたことなのですが、勝又さんは、明らかに違法と思われる、典型的な別件逮捕されてますよね。その後、別件起訴されて、別件起訴後の勾留を使って本命の今市事件をかなり厳しく取調べられて、東京高裁ですら暴力を警察がふるったという疑いがあると認定されています。そこまで認めておいて、そうやって得られた自白の根幹部分は任意性があると認めて、証拠に使っています。こういう手法をみると、この事件見かけは新しい事件で、裁判員裁判で取調べの可視化もされていますが、古典的な20世紀の冤罪事件と同じじゃないかと、私なんかは思います。

袴田事件の再審請求でも捜査の違法を再審事由にできないかが問題になりましたが、今市事件でも、違法な別件逮捕・別件起訴によって自白が採られた、そしてそれが有罪を支えていることを再審事由に取り込むための工夫ができないか、というようなことを思っています。



泉澤 ありがとうございます。最後に木谷先生、よろしくお願いします。

木谷 さっき、大森勸銀事件の話をちょっとだけお話したんですけど、もう少し補足しますね。あの事件では、被告人が逃亡して実家にたどり着いた後、お母さんとお姉さんに対して、銀行員殺しは4人でやったが自分は刺しただけで首は絞めてないというような話をしたとされています。勾留質問のときにも被疑事実を全面的に認めています。それから、被害者の遺族に謝罪の手紙を3通も送ってます。これだけ被告人に不利益な事実があるんですね。だけど、こういうことがあっても、本来の自白調書の信用性に疑いがあるということからすると、これら第三者に対して述べたことは、結局自白と同じ運命をたどるべきだから、こういう裁判外の自白があっても、それで有罪が認定できるわけではないと最高裁は、はっきり述べています。

本件の手紙は不利益供述の一種ですから、客観的証拠の裏付けがあって初めて高い信用性を有するものです。今回の控訴審判決には、そういう意識が全然ないわけですから、それはもう、話になりません。豊崎先生が言われたように、本件手紙を決定的な証拠とするのなら、少なくとも、それが出された経緯などを詳しく調べる必要があるはずですよ。

大森勸銀決定は最高裁の判例ですよ。最高裁も、かつては、こういう慎重な判断をしていたんですけど。これが今や、最高裁で有罪判決が破棄されるなんて、めったになくなってしまった。下手すると、再審開始決定を取り消して最高裁自身が再審請求棄却の自判をするなど、とんでもないことを平気でやるようになってしまった。私は自分の古巣、元の職場の悪口言うのはあんまりうれしくないんですけど、一体どうなったんだよ、おまえたちしっかりやれよということを、声を大にして言いたくなっています。

泉澤 ありがとうございます。パネリストの皆さん、本当に長い時間ありがとうございます。今日は、集会の趣旨に沿った、いろいろ有益な議論ができたと思います。最後に皆さん、拍手をお願いいたします。



## 今市事件は終わっていない

橋本次生（えん罪今市事件・勝又拓哉さんを守る会 事務局長）

えん罪今市事件・勝又拓哉さんを守る会事務局長の橋本です。パネリストの先生方、本当にありがとうございました。

みんな、元気と勇気と力を得たと思います。このシンポジウムを開いていただいて、私たちは、今日、よかったと思います。何といても、次の運動、次の再審に向けて大きな力を与えていただきました。

「今市事件は終わってない」、このシンポジウムが全国に配信されて、次の運動につながると思います。東京高裁の誤った裁判、何としても勝又さんを有罪にしようとした裁判、それを追認した最高裁、本当に許せないと思います。幾つもの論点を私たちに教えていただきました。再審を目指すヒントも語っていただきました。きょうのお話で、新たに私たちは、勝又拓哉くんが無実だという思いを、確信を強くしました。私たち「守る会」は、今日のシンポジウムを力にして、再審を目指す次の3つの行動を提起したいと思います。

1つ目は、守る会の会員を増やしたい。カンパ、募金を大きく広げたい。

2つ目には、今日開催した学習、含めて、今市事件の学習を各地で開きたい。宣伝を、コロナ自粛だと言わずに旗を立てようと思います。宣伝行動も各地で行っていきたいと思います。勝又拓哉さんは、今、千葉刑務所に移送されました。拓哉君も家族も再審への強い願いが私たちに語っています。私たち「守る会」も彼の意味をしっかりと受け継いで実現するように運動も行動もしたいと思っています。

3つ目には、拓哉君への手紙、激励、年賀状運動もします。ぜひ皆さんで拓哉君への激励運動を、行動をしてほしいなと思います。



橋本次生さん

## シンポジウム 今市事件は終わっていない

ライブ視聴していただいた茨城会場、栃木会場、そして全国の視聴していただいた皆さん、今市事件は終わっていません。これからです。勝又拓哉さんを救うため引き続きご支援をお願いしたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

発行：**えん罪今市事件・勝又拓哉さんを守る会**

〒320-0055 宇都宮市下戸祭1-2-4 赤羽ハイツ 八幡山法律事務所内

電話：070-4494-6116（橋本）

頒価：100円